

新旧対照表

神奈川県消費生活条例施行規則

新	旧
(安全性に疑いのある<u>商品等</u>の立証要求) 第2条 (略) 2～4 (略) (危険な<u>商品等</u>の排除勧告) 第3条 条例第7条第1項の規定による勧告は、<u>危険な商品等の排除勧告書</u>(第3号様式)により行う。 <u>(危険な商品等の公表)</u> 第4条 条例第8条第1項の規定による<u>公表</u>は、新聞その他の広報媒体を通じて行う。 <u>(資料等の提出)</u> 第5条 条例第9条第1項の規定による<u>資料等の提出</u>の要求は、<u>資料等提出要求書</u>(第4号様式)により行う。 2・3 (略) (立入調査等) 第7条 (略) (1)・(2) (略) (3) 当該事業者が行う消費者との契約に関して、当該契約を誘引するため又は当該契約に係る取引を継続させ、若しくは当該契約に係る取引の内容を拡大させるために他の商品等を消費者に<u>提供する者</u> (4)～(6) (略) 2～5 (略) 第1号様式(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)	(安全性に疑いのある<u>商品</u>の立証要求) 第2条 (略) 2～4 (略) (危険な<u>商品</u>の排除勧告) 第3条 条例第7条第1項の規定による勧告は、<u>危険な商品の排除勧告書</u>(第3号様式)により行う。 <u>(危険な商品の発表)</u> 第4条 条例第8条第1項の規定による<u>発表</u>は、新聞その他の広報媒体を通じて行う。 <u>(商品の提出)</u> 第5条 条例第9条第1項の規定による<u>商品の提出</u>の要求は、<u>商品提出要求書</u>(第4号様式)により行う。 2・3 (略) (立入調査等) 第7条 (略) (1)・(2) (略) (3) 当該事業者が行う消費者との契約に関して、当該契約を誘引するため又は当該契約に係る取引を継続させ、若しくは当該契約に係る取引の内容を拡大させるために他の商品等を消費者に<u>供給する者</u> (4)～(6) (略) 2～5 (略) 第1号様式(第2条関係) (用紙 日本産業規格A4縦長型)
立 証 要 求 書 第 号	立 証 要 求 書 第 号

新	旧
年 月 日 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第6条第1項の規定により、あなたが<u>提供する商品等</u>について、次により安全であることの立証を求めます。 <u>商品等</u>の名称 - 立証を求める事項 - 立証を求める理由 - 立証の期限 年 月 日 - 提出先 第2号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 立 証 再 要 求 書 第 年 月 日 様 神奈川県知事 印 年 月 日付け 第 号で立証を求めたことについて、神奈川県消費生活条例第6条第2項の規定により、次により再度立証を求めます。 なお、正当な理由がなく応じない場合は、そのことを公表します。 <u>商品等</u>の名称 - 立証を求める事項 - 立証を求める理由 - 立証の期限 年 月 日 - 提出先	年 月 日 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第6条第1項の規定により、あなたが<u>供給する商品</u>について、次により安全であることの立証を求めます。 <u>商品</u>の名称 - 立証を求める事項 - 立証を求める理由 - 立証の期限 年 月 日 - 提出先 第2号様式（第2条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 立 証 再 要 求 書 第 年 月 日 様 神奈川県知事 印 年 月 日付け 第 号で立証を求めたことについて、神奈川県消費生活条例第6条第2項の規定により、次により再度立証を求めます。 なお、正当な理由がなく応じない場合は、そのことを公表します。 <u>商品</u>の名称 - 立証を求める事項 - 立証を求める理由 - 立証の期限 年 月 日 - 提出先
第3号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）	第3号様式（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型）

新	旧
<u>危険な商品等の排除勧告書</u> 第 年 月 日 号 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第7条第1項の規定により、あなたが<u>提供する商品等</u>について、次により措置を採ることを勧告します。 なお、正当な理由がなく従わない場合は、そのことを公表します。 1 <u>商品等の名称</u> 2 危険な<u>商品等</u>と認められる理由 3 採るべき措置 4 履行期限 年 月 日 備考 3に記載した措置を採ったときは、 年 月 日までに にそのことを報告してください。 第4号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） <u>資料等提出要求書</u> 第 年 月 日 号 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第9条第1項の規定により、<u>あなたに対し、資料等</u>を次により提出することを求めます。 1 提出を求める<u>資料等</u> (1) <u>資料等の名称</u> (2) 数量 2 提出を求める理由 3 提出期限 年 月 日 4 提出先	<u>危険な商品の排除勧告書</u> 第 年 月 日 号 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第7条第1項の規定により、あなたが<u>供給する商品</u>について、次により措置を採ることを勧告します。 なお、正当な理由がなく従わない場合は、そのことを公表します。 1 <u>商品の名称</u> 2 危険な<u>商品</u>と認められる理由 3 採るべき措置 4 履行期限 年 月 日 備考 3に記載した措置を採ったときは、 年 月 日までに にそのことを報告してください。 第4号様式（第5条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） <u>商品提出要求書</u> 第 年 月 日 号 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第9条第1項の規定により、<u>あなたが供給する商品</u>を次により提出することを求めます。 1 提出を求める<u>商品</u> (1) <u>品名等</u> (2) 数量 2 提出を求める理由 3 提出期限 年 月 日 4 提出先

新		旧																														
第 5 号様式（第 5 条関係）（用紙 <u>日本産業規格 A 4 縦長型</u> ）		第 5 号様式（第 5 条関係）（用紙 <u>日本産業規格 A 4 縦長型</u> ）																														
補 償 請 求 書 年 月 日 神奈川県知事 殿 請求者 住 所 郵便番号 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 神奈川県消費生活条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり補償を請求します。 <table border="1"> <tr> <td>補償請求額</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">提出した資料等</td> <td>名 称 等</td> <td></td> </tr> <tr> <td>数 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提出年月日</td> <td>年 月 日</td> </tr> <tr> <td>提 出 先</td> <td></td> </tr> </table>		補償請求額	円		提出した資料等	名 称 等		数 量		提出年月日	年 月 日	提 出 先		補 償 請 求 書 年 月 日 神奈川県知事 殿 請求者 住 所 郵便番号 氏 名 （法人にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 神奈川県消費生活条例第 9 条第 2 項の規定により、次のとおり補償を請求します。 <table border="1"> <tr> <td rowspan="4">1 補償請求事由</td> <td>提出した商品 の品名等 及び数量</td> <td>品名等</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>数 量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提出年月日</td> <td colspan="2">年 月 日</td> </tr> <tr> <td>提 出 先</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>2 補償請求額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table>		1 補償請求事由	提出した商品 の品名等 及び数量	品名等			数 量		提出年月日	年 月 日		提 出 先			2 補償請求額	円		
補償請求額	円																															
提出した資料等	名 称 等																															
	数 量																															
	提出年月日	年 月 日																														
	提 出 先																															
1 補償請求事由	提出した商品 の品名等 及び数量	品名等																														
		数 量																														
	提出年月日	年 月 日																														
	提 出 先																															
2 補償請求額	円																															

新		旧	
補償請求事由			
第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 表示等の基準遵守勧告書 第 年 月 日 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第13条第2項の規定により、あなたが<u>提供する</u>商品等について、次により表示等の基準を守ることを勧告します。 なお、正当な理由がなく従わない場合は、そのことを公表します。 1 商品等の名称 2 違反していると認められる理由 3 採るべき措置 4 履行期限 年 月 日 備考 3に記載した措置を採ったときは、 年 月 日までに に そのことを報告してください。 第10号様式（第7条関係）（用紙 縦6センチメートル 横8センチメートル） （表） （略）		第7号様式（第6条関係）（用紙 日本産業規格A4縦長型） 表示等の基準遵守勧告書 第 年 月 日 様 神奈川県知事 印 神奈川県消費生活条例第13条第2項の規定により、あなたが<u>供給する</u>商品等について、次により表示等の基準を守ることを勧告します。 なお、正当な理由がなく従わない場合は、そのことを公表します。 1 商品等の名称 2 違反していると認められる理由 3 採るべき措置 4 履行期限 年 月 日 備考 3に記載した措置を採ったときは、 年 月 日までに に そのことを報告してください。 第10号様式（第7条関係）（用紙 縦6センチメートル 横8センチメートル） （表） （略）	

新	旧
(裏)	(裏)
神奈川県消費生活条例（抜粋） （立入調査等） 第19条 知事は、第6条〔安全性に疑いのある<u>商品等の立証要求等</u>〕第1項及び第2項、第7条〔危険な<u>商品等の排除</u>〕第1項、第8条〔危険な<u>商品等の排除</u>〕第1項、第13条〔表示等の基準の遵守等〕第2項、第13条の3〔不当な取引行為に関する調査〕、第13条の4〔指導及び勧告〕並びに第17条〔指定生活関連商品の調査〕の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくは当該事業者と密接な関係を有する者として規則で定める者（以下「密接関係者」という。）に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、事業者若しくは密接関係者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。	神奈川県消費生活条例（抜粋） （立入調査等） 第19条 知事は、第6条〔安全性に疑いのある<u>商品の立証要求等</u>〕第1項及び第2項、第7条〔危険な<u>商品の排除</u>〕第1項、第8条〔危険な<u>商品の排除</u>〕第1項、第13条〔表示等の基準の遵守等〕第2項、第13条の3〔不当な取引行為に関する調査〕、第13条の4〔指導及び勧告〕並びに第17条〔指定生活関連商品の調査〕の規定の施行に必要な限度において、事業者若しくは当該事業者と密接な関係を有する者として規則で定める者（以下「密接関係者」という。）に対し、その業務に関し報告させ、又はその職員に、事業者若しくは密接関係者の事務所、工場、事業場、店舗若しくは倉庫に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。 2 前項の規定により立入調査又は質問をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し関係者に提示しなければならない。 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。